

## 第13回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成26年10月17日（金） 11:40~17:25

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、山本隆司構成員、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、勢一智子構成員

〔政府〕 満田誉内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長、谷史郎内閣府地方分権改革推進室参事官、羽生雄一郎内閣府地方分権改革推進室参事官、高角健志内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成26年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番40：消費者安全法の勧告・命令権限の都道府県への移譲（東京都）>

（高橋部会長）区域外の報告徴収権限の拡大については、積極的な回答を頂いているところだが、提案の実現に向けて検討いただくということでしょうか。

（消費者庁）前回のヒアリング時に、現行法制度下における当該権限の拡大については、法制度上の問題はないのではないかと指摘をいただいたため、区域外の調査権限の付与は検討したいと考えている。

（高橋部会長）直ちに検討いただけるということか。

（消費者庁）そのとおり。

（高橋部会長）勧告・命令権限については、まず都道府県による報告徴収・立入調査の実績を積み上げる必要があるとの回答だが、行財政能力の高い自治体であれば、職員の能力も高いと考えられるため、手挙げ方式による権限移譲は可能ではないか。

（消費者庁）調査権限を受任している都道府県の中で最も行財政能力の高いと思われる東京都から追加の意見が出されているが、国から東京都へ合同調査の提案をしている中、具体的な案件がなく、実際に立入調査等を行うに至っていないにもかかわらず、このような意見が出てくるのが不思議である。

（高橋部会長）東京都が勧告・命令権限を行使できれば、隙間事案の発掘が可能となるのではないか。

（消費者庁）東京都を含め、報告徴収・立入調査の権限を受任している地方公共団体は、現在も隙間事案を発掘して調査することが可能であるが、調査の実績はない。調査の実績を積み重ねた上で命令権限も必要であると言うならば、それはその時点で検討を進めていく話だと考えるが、実績が無い中で現行制度が悪いという主張は理解できない。

（勢一構成員）現状についての認識は理解した。将来的な制度の設計として、勧告・命令権限の都道府県への移譲を検討していると思われるが、地方公共団体側からすれば、勧告・命令権限まで有することで、自らが包括的に権限を行使したいという思いがあるのではないか。今後の検討の見通しを伺いたい。

（消費者庁）同様のやり方で移譲を行ってきたものとして、特定商取引に関する法律と景品表示法がある。景品表示法については、過去40年間ほど都道府県が指示等の行政指導の執行経験を積み重ねた結果、命令権限の付与が必要という課題が出たことを踏まえ、本年の通常国会で法改正を行い、命令権限まで付与したところ。消費者安全法について40年かかるとは思っていないが、少なくとも都道府県において具体的な調査を行い、それに基づく法執行をしていった上で、措置する必要があると考えている。そもそも制度を変えなければならない事実さえ存在しない中で、なぜ制度を変えなければならないのか。

（山本構成員）結局どういう順番で消費者行政を良い方向に導くかだと考える。例えば、今回の提案を受けて、都道府県の権限を広げた後に、都道府県に積極的な権限行使を行うよう協議を進めることで、制度面と実態の執行実績の面を同時並行的に改善していくことは考えられないか。

（消費者庁）現実に消費者被害が起きていれば、まず調査権限を行使し、その結果に基づき消費者庁と一緒に措置をとればよく、命令権限がなければ調査権限の行使ができないという考えは理解できない。

景品表示法の権限行使については消費者庁と公正取引委員会で実施しているが、公正取引委員会には調査権限だけが委任されており、公正取引委員会の地方事務所が調査した上で、最後は消費者庁が措置をとっている。その際、文書を連名で発表し、説明は公正取引委員会の地方事務所の担当課長が行うなど、円滑に協力している。消費者安全法でも同様の方法がとれると考えている。

(高橋部会長) 消費者庁の回答では、制度面での指摘もあるが、例えば消費者委員会の手続については、都道府県においても消費生活安全委員会など有識者を集める会議の場があり、消費者委員会の手続に変えることができるのではないかと。

(消費者庁) 都道府県で執行実績を積み、移譲の必要性があるということになれば、法制面の課題について検討して解決を図ることになると考えているが、法制面の課題として、消費者安全法の隙間事案に対する命令については、他の法律のような特定の行為の禁止などの規定がない、要は特定の行為規範がない中で多数消費者財産被害事態が起きている状態を捉えて命令するものであることから、消費者庁が一元的に消費者事故の情報を集約することと併せ、統一的に権限行使することに加え、より慎重な手続として消費者委員会がチェックを行うことが必要という現在の体制となっているということがある。消費者庁から地方公共団体に権限を移譲した場合も、命令の水準がばらばらになる可能性があるため、消費者委員会で一元的にチェックを行う必要があると考えている。

(高橋部会長) 国と都道府県とで調整する必要があることは分かるが、それは他にも通知や相互共有などの方法があり、判断自体を消費者委員会に独占させる必要はないのではないかと。

(消費者庁) この制度ができたときの考え方が、先ほど説明したとおり、一元的な事故情報の集約を踏まえたものだったということ。今後新たな制度を創設する際は、例えば都道府県と国の所管分野を完全に切り分けるなど、制度の工夫はあると思う。

(高橋部会長) 隙間事案の判断に当たり、各省庁に照会する必要があるため、消費者庁が一元的に行う必要があるとの話もあるが、都道府県においても各分野の担当部局があり、各法令の適用関係について各省庁の担当部局と調整することで、都道府県で判断できるのではないかと。

(消費者庁) 法制面での問題点は、移譲の必要性が出てくれば、対応方法は色々と考えられると思うが、実態面が無い状態であることは変わらない。

(高橋部会長) 現行法では、隙間事案かどうかの判断等が消費者庁と消費者委員会に独占的に留保されているため、疑いを捉えて調査するとしても、その最終的な勧告・命令権限が消費者委員会と消費者庁に独占されていけば、都道府県は調査しにくいのではないかと。

(消費者庁) 独占ということではなく、隙間事案であることを確認する必要があるため、消費者庁が一元的に行う仕組みとなっている。あらかじめ隙間事案と分かっている調査するわけではなく、隙間事案の疑いがあるものを調査した上で、隙間事案かどうか確認を行うことになる。他の法律による措置の権限には、地方公共団体に移譲されていない権限や、関係省庁の地方支分部局に委任されている権限もあるため、地方公共団体内部の各部局の調整のみで隙間事案かどうか判断できるわけではない。実際に生じている被害の内容を見て、それに対応できる法律があるかどうか、関係省庁の地方支分部局や場合によっては本省に確認を行う必要がある。対応できる法律がない場合に、隙間事案としてこちらで処理している。

(伊藤構成員) 東京都の提案の趣旨は、隙間事案であるかどうかの確定に手間がかかるので、迅速に対応するため、勧告・命令権限を持っていけば、円滑に調査や立入検査等ができるというものと理解している。

(消費者庁) 国としても、一番実力のある東京都とは協力して調査を行いたいと考えており、そのような提案もしているが、現行の制度を変えなければ調査ができないという主張は理解できない。

(山本構成員) 現行制度が問題か、それとも調査権限を執行していないことが悪いかといった議論を始めると、それは水かけ論になる。むしろ、今後の消費者行政の在り方を大局的に見たときに、勧告・命令の並行権限を都道府県に認め、同時に、国と都道府県の間で連携をとり、調査権限の執行が実際にできる体制をとっていくことは考えられないか。法制面については、先ほどから議論されているとおり、様々な方法が考えられるため、余り問題はないと思う。

(消費者庁) 都道府県が調査権限を行使した実績を積み上げ、問題点が明らかになった場合に制度改正の必要性が出てくるものと考えている。この仕組みができてからまだ2年もたっておらず、消費者庁では注意喚起を十数件、勧告を2件実施しているものの、都道府県における調査の実績は1件もない。

(高橋部会長) 例えば、隙間事案だと思って調査したが、消費者庁から隙間事案ではないと言われた場合、

責任はどうなるのか。

(消費者庁) 初めから隙間事案と分かって調査に入るのではなく、消費者被害の実態があれば、調査可能である。調査の結果、隙間事案であれば消費者安全法で対応し、隙間事案でなければ他法令で対応するという制度である。実際に、消費者庁が調査をした結果、特定商取引に関する法律の適用対象であることが判明したため、消費者安全法に基づく勧告に至らなかった事例がある。

(高橋部会長) 出口の特殊な制度だということか。

(消費者庁) 消費者安全法の勧告・命令は、消費者庁に様々な被害情報が集まる中で、仕分けをして他省庁で対応できない被害に対する勧告・命令の権限であるため、初めから隙間事案として調査を行うわけではなく、具体的な行為について調べる中で、金融関係法令や特定商取引法に該当すれば、調査が進んだ段階で、当該法令に基づく処分をしてもらうことになるということ。

(高橋部会長) どの法令に基づいて調査するかが複数あるため、統計的に消費者安全法の調査権限を行使した例が多くないのは普通であって、まず証券取引法など他法令に基づいて調査を行うからではないか。

(消費者庁) ある行為が特定の法令の規定に違反していれば、当該法令に基づき処理するが、被害が発生しているものの、どの法律に違反しているか分からない場合に、消費者安全法で対応することになる。消費者安全法に基づく調査の実績がないということは、地方公共団体は、違反となる行為の規定がある法律についての違反の事実がある場合以外の被害については調べていないのではないかと思われる。

(高橋部会長) 例えば、特定商取引に関する法律で調査を行った結果、他法令に該当すると分かった場合、そちらに移行することはあり得るのではないか。

(消費者庁) あり得るが、そういった実績は全くない。まず国と一緒に調査を行ってから制度の議論を行おうではないかということ。

(高橋部会長) 東京都としては、調査を行ったものの、他の法律で処理できる事案であったため、消費者安全法の実績に挙がっていないという説明もあり得ると考えられる。東京都とも話を整理したい。法制度については積極的に検討いただく余地があるとのことだが、最も重要なところは実績に係る部分の見方であると思われるため、地方公共団体とも話をしながら、更に詰めさせていただきたい。

(消費者庁) 最後に1点、東京都以外の都道府県の担当部署と話をしている中では、まずは調査権限の執行が先であり、権限移譲を議論する段階ではないのではないかと考えているところも複数あることをぜひ理解いただきたい。

(高橋部会長) 引き続きよろしく願います。

<通番 55：産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し（愛知県、鳥取県、大阪府、徳島県、九州地方知事会、神奈川県、京都府、兵庫県、中国地方知事会）>

(伊藤構成員) 第3次勧告で見直しに該当するが、まだ残っているものが現行規定でいうと企業立地促進法5条の1号、6号、8号、9号辺りかと思う。事情は当時と変更ないとの話だが、それを残しておくことをどう考えているのか。また、存続のメルクマールに非該当の規定がまだ残っていることについて、どう考えているのか。

(経済産業省) 現在の8号、9号の必要性については、9号について同意協議がなくなると13条の農地法の規定による迅速な処分について国や都道府県が配慮を行うことができなくなるため、廃止をすることができない。これは第3次勧告を受けた当時、内閣府と経済産業省の政務官の間で折衝して、当時の9号、10号、11号については存置することになった。地方分権の観点から廃止すべきという勧告は認識しているが、政府として必要性が認められたものは残したと理解をしている。

(高橋部会長) 6号、7号についてはいかがか。

(経済産業省) 6号の集積業種における企業立地及び事業高度化の目標については、国の特例措置により産業集積の目標をいかに達成しているのかを確認するために必要不可欠であると考えている。7号についても、施設整備や事業環境の整備等の取組に対する、地方税の課税免除によるいわゆる不均一課税に対する補填等あり、こういった措置を維持するために確認が必要である。

(高橋部会長) 今回の提案の趣旨だが、第3次勧告の後の支障についての具体の必要性に応じて提案している。一旦、勧告を踏まえて政府決定がされたが、やはり支障が出ているということで提案されているので、実質論で議論させてもらいたい。

(経済産業省)支障として都道府県が挙げているのが、同意の手續に時間がかかることだと認識しているが、メルクマール非該当のものを外すことでどの程度効果があるか疑問に思っている。事前の準備等に時間がかかり過ぎているということであれば、企業立地の実務に即してタイムリーに同意の手續が行えるように、運用改善を図る。ただ、関係省庁と協議する上で、余り短期間で回答を求めてはいけないため、協議に2か月程度確保してもらい、その事前、事後の準備についてできるだけ簡素化することで対応可能だと思っている。

(高橋部会長) 期間だけではなく同意協議を得るための書類作りや資料整理もある。不均一課税の話があったが、他の法律で、同意付き協議まで認めていない計画に不均一課税を認めている立法例として、離島振興法や山村振興法もある。企業立地促進法だけ同意付き協議を残すという実質論は、他の法令とのバランスからおかしいのではないか。

(経済産業省) 離島振興法等は、その地域を国で指定すること等をしている。企業立地促進法では、どこに産業集積をするのかという地域指定を含めて地方公共団体が行っており、より地方振興の趣旨に合っている。これまでも企業集積、産業集積を形成するための法律があり、全て国が地域指定する形になっていた。それを地方の自主性を尊重するという観点で、区域の設定を地方公共団体に委ねた上で法律の特例を設けており、離島振興法等に比べて、こちらの方が地方の発意をより重視をしていると考えている。

(高橋部会長) 計画についてかなり頻繁に変更があるので、変更手續の軽減等は考えられないか。

(経済産業省) 実務において、市町村や都道府県の中には非常に狭い計画を作るケースがあり、そうなるとう変更の回数が増えてしまう可能性がある。

例えば、集積業種を限定的に書くと、企業誘致の結果として産業分類から外れた企業が来た場合に計画の変更が必要になるが、それなりに幅を持った計画でも同意しているため相談してもらいたい。

(高橋部会長) 実質上、同等の中身であれば届出で足りる等の手續改善は考えられないか。

(経済産業省) 実質的同等というのは判断が入っていると思う。計画変更時に少し包括的な形で変更すればいいと思う。期限が切れる時に必ず見直すため、そうした時に整理をしてもらえばいい。

(伊藤構成員) 計画の同意が現在あるが、経済産業省としての基準を事前に示しておくことで、協議は必要だが同意は不要とする等、同意手續の簡素化は図れないのか。

(経済産業省) 8号、9号の同意があることで支障があると思っていない。同意協議の項目を減らすよりも、運用改善に努める方が支障の解消に資すると考えている。

(高橋部会長) 期間だけではなく、同意を得るための準備についての事務上の負担もある。同意付き協議事項が多ければ、それに伴う事務上の負担も増える。その辺も含めての支障事例である。

(経済産業省) 8号、9号について言えば、その後の環境関係の諸規制があるので、地方公共団体で同意を得なければ、事業者は大量の書類を作ることになる。農地転用の特例ではどこかで必ず書類は作らなければならない。それらを企業立地促進法の同意でワンストップ化しているが、書類作成の負担が問題であれば、農地転用そのものの規制緩和を求めるべきではないか。

(高橋部会長) 同意付き協議に必要な事項、書類の話をしているのであって、個別の規制の話をしているわけではない。手續それぞれに書類が要することは当然だと思うので、この事例における事務上の負担の話をしている。

(経済産業省) 手續のワンストップ化がよく言われるが、その趣旨は、計画の中で一定の手續を踏んでおけば、個別規制の手續が緩和されることにある。このため、全体としての手續負担を見てもらいたい。

(高橋部会長) お願いとしては、変更の際に何らかの基準を示してもらって、軽微な届出等で足りる可能性を検討してもらいたい。

権限移譲の話について、新事業活動促進法等では同じような特例措置が認められているが、都道府県の同意で足りることになっている。必ずしも国の同意付き協議がなければ特例措置を講じることができないわけではないと思うが、いかがか。

(経済産業省) 企業立地促進法の計画は、区域を区切ってどのような企業を集積するかということが記されているが、他方、新事業活動促進法の場合は全国一律の、数量的な基準を事前に示していて、実現性がある数値目標かを確認している。企業立地促進法では、そういう点で計画の個別性に着目をして考える必要がある。

(高橋部会長) 新事業活動促進法も、具体的特例措置があつて、その特例措置に必要な内容の計画の策定が

法律上要求されており、企業立地促進法と本質的な区別があるとは思えないが、いかがか。

(経済産業省) 企業立地促進法は、農地転用や環境規制など、それぞれの地域で内容の違う計画が出てくるため、新事業活動促進法と同じとは考えていない。

(高橋部会長) 8号、9号については事実上かなり定型化されていて、ほとんど指摘されたこともないため、同意協議から外すべきだという声が現にある。

(経済産業省) 定型的ならば、書類が負担だという話とは矛盾をしているのではないか。大きく変更があればともかく、そうでなければ、大きな書類の負担はない。

(高橋部会長) 変更については基本的に大きな変更でなく、些細な変更が多いとすると、手続の簡素化はあってもいいのではないか。

(経済産業省) 現実には余り大きな事例がなく、手続的負担も軽微だと考えている。完全に同意を外してしまうと、当初計画に同意する時に関係省庁に確認した上で同意をしているため、大きな変更がある場合にはどうするのかということになる。

(高橋部会長) 全く無くすべきという話ではなくて、例えば自治法上、是正の要求等の事後的な是正手段もある。そうした一般的な仕組みで対応可能ではないかという話である。

(経済産業省) 具体的支障が8号、9号を外すことで解消するという事は納得できない。もっと実効的に物事を解決する方法があるのではないかと考えており、受け入れられない。

(高橋部会長) 8号、9号に限って届出にするという話ではなく、法令上、一般的に軽微な変更という基準を定めて、それに外れる場合には正規の同意協議とするといった軽微な変更手続を検討いただきたい。

(経済産業省) 第3次勧告を踏まえて内閣府と経産省で協議をして、政府として法案を提出してまだ3年しか経過しておらず、支障が本当に生じているのかももう少し検証が必要である。

(高橋部会長) 軽微な変更は新しい論点で、第3次勧告の時に政府の中で議論されていたとは理解できない上、変更の事例について福岡県や神奈川県の場合を見ると、毎年のように行っている。こうした過去の事例を踏まえれば、軽微な変更という同意付き協議から外れる手続を設けることはあり得るのではないか。

(経済産業省) この場で議論をしても結論が出ないので、その点については預かるが、経済産業省としては既に議論済みであると認識をしている。

(高橋部会長) ワンストップの話とは別にして、工場立地法の特例である企業立地促進法10条について、同意付き協議にするのではなくて、届出制にすることは考えられないか。市町村に準則を届け出てもらい、その内容を確認して必要な場合には是正の指示をする等の形にはできないかというもの。

(経済産業省) 一旦預かる。

(高橋部会長) また検討いただきたい。

<通番56：緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の町村への移譲（広島県、聖籠町、中国地方知事会）>

(高橋部会長) 企業立地重点促進区域に聖籠町が位置付けられるとのことだが、提案は、町独自で地域準則を決められる制度にしてほしいというもの。今回の回答では聖籠町の主張は満たされていない。

(経済産業省) 平成21年に計画が出されて、26年に改定があったが、企業立地重点促進区域に設定したいという話はなかった。

(高橋部会長) 聖籠町によると、県と市との協議がまとまらなかったもので、設定できなかったというもの。

(経済産業省) 県や市が同意をしないということは、地域の問題について聖籠町と県や市で見解に相違があるのではないか。地方公共団体間の見解の相違の問題なので、しっかり話し合ってもらうべきことであり、制度的に解決すべきだというのは、かえって国として踏み込み過ぎであって、地元で話し合うのが先決。

(高橋部会長) 前提として市まで移譲されているので、町村に移譲する必要があるという話をしている。

(経済産業省) 業務の効率性等も考えれば、あえて全ての町村で業務を行う形にすることはいかがなものか。

(高橋部会長) 要するに手挙げ方式でも不可能だということか。例えば隣接市は利害関係から意見が一致しにくい。要するに、調整が整わないのは町の原因であるとは必ずしも言えない。市まで移譲されている権限について、行政能力、実需があれば町村まで移譲することもあり得るのではないか。

(経済産業省) 経産省が手挙げで聖籠町の要望を認めれば、県市の意向を無視して進むことになる。現行法で対応可能であることは間違いがなく、現在、支障事例として話があるのが聖籠町だけであり、地域の合

意ができないから制度を変えてほしいという主張には、納得できない。

(伊藤構成員) 県の方針と異なる部分があること、また、分譲済みであって、企業立地促進法上の要件に該当しない部分があることを支障事例とした提案である。全国町村会からも、町村と市を分ける実質的な意味が薄れており、また、実質的に市よりも市街化している町もあり、そうした町村が企業立地等を行っていく場合に支障になる可能性もあるため、能力がある町村に権限を移譲できないかという意見が出ている。

(経済産業省) 手挙げ方式という選択肢が1つ、全国町村会等が言うように市と町村を区別する合理的理由がないから一律に移譲するという選択肢が1つあり、後者については現時点で議論になっていないので、特に話はしていないが、全国町村会として正式に提言があれば改めて検討する。

(勢一構成員) 聖籠町だけでなく中国地方知事会等からも類似の提案が出ている。市と町村を区別する理由がなく、支障がないのであれば、制度としてどうすべきか、という観点から意見をもらいたい。

(経済産業省) 広島県では、工業化が進んでいる地域では企業立地促進法の同意をしており、現状で対応が可能である。同法に基づいて準則を制定している町村は58ある。

能力があって、企業立地が進んでいる町村では、同法を使って既に進めている。そもそも論として町村に移譲すべきという均衡論であれば、全国町村会としての提言を待ちたい。市と町村で区別はないので、市町村は平等であると、全国町村会から提言があれば、それを断る合理的理由はないと思う。

(高橋部会長) 企業立地促進法上は明確に法律上の要件があり、既開発の地域についてはハードルが高い。このため、別の形で対応が可能な制度にしてほしいというのが1つのきっかけだと思うが、どうか。

(経済産業省) 既開発という点については、町全体として産業集積を高めるために漠然と準則を作りたいというのではなく、何か具体的な目的があって準則を作りたい、それによって何らかの集積の効果を更に高める工夫をするのだろうと思っているので、要件が厳し過ぎて企業立地重点促進区域にならないということではないと思う。

(高橋部会長) 要領で新規企業立地件数や新規雇用創出数などの指標を求めているのではないか。要領第1の4では、新規企業立地件数や新規雇用創出などの手法を用いて具体的に記載するよう書いている。

(経済産業省) なお書きにあるとおり、古くから形成されてきた工業集積地のような地域を対象にすることを想定しているものであり、既存集積であるからといって、排除されているものとは読めない。

(高橋部会長) なお書きの①は新しい配慮事項を要求しているのではないか。

(経済産業省) そのとおりだが、全体として見れば、企業立地重点促進区域は既にある工業集積地を含めて指定をすることを排除しているものではない。

(高橋部会長) 排除ではないが、新規立地や新規雇用の具体的な記載を求めている点でハードルが高い。

(経済産業省) 新規雇用も新規立地もないのであれば、何のために工場立地法の準則の特例を活用するのか。

(高橋部会長) 競争力強化はあると思う。例えば、既存の工場団地について機械を更新する等した場合、競争力が高まる。それは必ずしも新たな企業立地や雇用創出に直接に繋がる話ではない。新規雇用に結びつくかは、間接的な話なので立証不可能である。

(経済産業省) 全体として見た時に、緑地率を緩和して生産量や付加価値額が増加をするのであれば、企業立地促進法で対応可能だと思う。

(高橋部会長) それは規定から読めないように思う。

(経済産業省) 推測で議論をしても仕方ないので、それについては相談してもらいたい。確認をして、支障があれば改めて考える。また、全国町村会から制度としての均衡論から要望があれば、それも検討する。具体的に支障があり、企業立地促進法で解決できないことが納得できれば、やぶさかではない。町村会として市町村の能力は同じであり、制度として本来移譲されるべきだということであれば、そう主張してもらえばよい。

(高橋部会長) まずは支障について事務局と話をさせていただきたい。また、要領を変えてもらうこともあり得ると感じた。各町村の意見を聞きつつ、検討してもらいたい。もう一つ、企業立地促進法で対応可能という主張が腑に落ちないのは、基本計画は県と一緒に作ることになっていることだと思う。

(経済産業省) 県が反対する場合、県は広域的な判断で反対していると思うので、隣接市町村の意向を無視する形で進めることができる制度にするべきだというのはいかがなものか。

(高橋部会長) 企業立地促進法では市町村まで条例制定主体になっている。この制度では県と市町村が一緒に計画を作るため、県は広域的な見地から、町は町独自の見地から意見するため、利害が一致しない可能

性が制度上内在している。そこに内在的な限界があるのではないか。

(経済産業省)そこはそのとおりだと思う。しかし、地域住民の中には工場ができることを快く思わない方も居るかもしれないので、様々な利害を反映する主体として、広域的自治体も含めて判断をしている。企業立地促進法で対応する限り、単独の町村で対応できないのはそのとおり。

(高橋部会長)企業立地促進法で対応できない時、制度的、内在的な限界があるので、本則で対応してもらいたいということである。

(経済産業省)聖籠町の事例を支障と言われても困るのであって、町村に移譲できないとは言っていない。

(高橋部会長)そのため、全国一律に移譲するというのもあると思うし、行財政能力、やる気があるところに移譲するという方法もある。そのときに聖籠町だけではなくて一般論として企業立地が進んでいる町村もある。そのときに企業立地促進法では内在的な限界があるので、町村に移譲する。全国一律か、手挙げかは後の問題として、代替的な手段には限界があるので本則で対応してもらいたい。

(経済産業省)それは支障があるかどうかの判断。内在的な限界があることはそのとおりだと思うが、広島県の例も漠然とした話で、具体的に支障がある話ではない。要領を変えられないか等色々な話があったが、その支障について相談してもらえれば柔軟に対応しているので、やや具体性に欠けるのではないか。

(高橋部会長)結局、どんな支障があるかという話に戻ってきたが、先ほどのような形で更に中身を詰めてもらいたいということと、私どもの論理は、今申し上げた論理だということを理解してもらいたい。

(勢一構成員)地方分権改革の会議で検討している時に、法律上の区切りがどうして入っているのか分からないことが、地方にとってブラックボックスになっている。市はいいが、なぜ町村はだめなのかというところは、地方にはクリアでない基準である。法律は現状に合った仕組みではなく、不用意な枠をはめたままにしていることは望ましくない。そういう議論がベースにあると認識してもらった上で、検討願いたい。

(経済産業省)これまで全国市長会からは要望があったが、全国町村会はなかったということに尽きる。全国町村会全国町村会として行財政能力等も勘案をして全部移譲してほしいと言わなかったのではないか。もう少しプロセスを透明化すべきというのはそのとおりだと思う。

(経済産業省)行財政能力とかを一つ一つ判断をする立場にないので、全国町村会として移譲を求めると文書として出していただきたい。

(高橋部会長)全国町村会からは出ており、町村に移譲しろという回答になっている。

(高角参事官)今回の提案に対するコメントとして、全国町村会からそれに該当する部分が出ている。

(経済産業省)全国一律に町村に移譲してもらいたいという趣旨であれば、個人の見解を言う場ではないが、少なくとも私としては、町村に移譲できない合理的理由がないのではないかという全国町村会の指摘について、現時点で納得いく回答は持ち合わせていないので、引き取って検討したい。

(高橋部会長)総合的に事務局を通じて調整、意見交換をさせてもらいたい。

#### <通番57：工場立地法の緑地面積に係る規制緩和（愛媛県）>

(高橋部会長)愛媛県の提案は、国が示す基準の範囲において、地方公共団体は柔軟に準則を定めることができるようにしたいというもの。国が大まかな基準を示して、後は地方公共団体に裁量の枠を認める方向で検討いただきたい。

(経済産業省)これは変更の届出の話だが、緑地をどれくらい確保するかということも含めて県が準則を定める話である。緑地が余りなくてよいのであれば、最初から緑地面積を少なく設定すればよい。一旦、準則を定めた後に緑地面積を変更する場合、準則に従うのが当然であるため、軽微な変更の範囲を広くすることは制度の立て付けとして余りよくないと思う。全体論の中で、届出が不要なものについてどれだけの形にするかはよく相談させてもらいたい。

(高橋部会長)我々の作業も期限がある。これは省令で対応可能と認識しているが、間違いはないか。

(経済産業省)間違いはない。

(高橋部会長)そうであれば、審議会の小委員会を近いうちに開いてもらい、検討してもらえばすぐに結論が出そうに思う。どういったスケジュールを考えているのか。

(経済産業省)愛媛県からの提案であり、相手もある話なので明言できないが、無理に延ばしていくつもりはない。しっかり話を聞いた上で、できるだけ速やかに対応したい。

(高橋部会長)地方分権一括法はどのぐらいのペースを考えているのか。これは省令の話なので、地方分権

一括法の審議に合わせるような形で進めてもらいたい。

(三宅次長) 地方分権一括法については年度内にはまとめる予定である。

(経済産業省) 地方分権一括法のスケジュールも見ながら、必要以上に遅れないよう進めさせてもらう。

(高橋部会長) よろしくお願ひしたい。

<通番12：介護保険事業に係る規制緩和(千葉県、萩市、長崎県)>

①介護サービス事業所等の指定等に係る市町村長との事前協議制の確立

(高橋部会長) 通常の訪問介護には、70条7項の事前協議制はないのか。

(厚生労働省) 事前協議の仕組みはないと理解している。事前協議制があるのは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス。居宅サービスで事前協議があるのはこの3つで、通常の訪問介護では、一定の要件を満たせば都道府県知事は自動的に指定をする。

(羽生参事官) 都道府県が指定する指定居宅サービスの中に訪問介護がある。市町村が指定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス内容に含まれる訪問介護と重複するため、都道府県が訪問介護を指定する際に、市町村から都道府県に対して事前協議を申し入れることができる仕組みになっている。

一方で、例えば、都道府県が指定する指定居宅サービスの中の訪問看護については、市町村が指定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス内容にも訪問看護が含まれており、重複しているにもかかわらず、協議の規定は存在していない。萩市は、そういう他のサービスも協議の対象に入れるべきではないかと言っている。

(厚生労働省) 通常の訪問介護について事前協議をしてほしいというのが萩市の要望ということか。

(羽生参事官) 萩市は、特に訪問介護の部分だけを言っているのではなく、市町村が指定するサービスと都道府県が指定するサービスとが競合する可能性がある場合は、なぜ全てに協議の規定を設けられないのかというもの。部会からの主な再検討の視点で示しているのは、平成22年の介護保険部会からの見直し意見の中で、市町村が協議できる仕組みの導入を検討すべきと言われていたが、一定のサービスの場合にのみ協議の対象になっているのはどういう理由なのかということである。

(高橋部会長) その辺の仕切りの理由はどこにあるのか。訪問介護をサービスの中に含む場合については事前協議制になっている、それ以外の場合は事前協議制が設けられていない。この理由は何か。

(厚生労働省) 恐らく、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のような、いわゆる包括的なサービスの需要を非常に強く感じている一方で、通常の訪問介護がたくさん同じ場所にあると、定期巡回・随時対応型訪問介護看護がなかなか参入しにくいと、訪問介護について一定の協議を設けていると理解している。

(高橋部会長) 両者に何か区別はあるのか。

(厚生労働省) 訪問介護は、利用者と相談し、1日何時間と決めて、居宅に行き介護する。

一方で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、巡回しながら、要望があれば1日当たり何時間と決めずにいつでも呼んでいいという仕組みであるため、通常の訪問介護がたくさんある場所では、こういった新しいタイプのサービスが起業しにくい。そういう場所では、むしろ定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスを伸ばす観点から、市町村長は都道府県知事に対して必要な協議を求められることができる。一見すると、サービスの全体量の確保の観点から、協議をして訪問介護の指定を抑えているように見えるが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスを伸ばす観点から、協議を求められるという趣旨である。

(高橋部会長) 訪問看護の指定については何があるのか。

(厚生労働省) 訪問看護は、例えば24時間対応を行う可能性がある。つまり、体調が悪ければ、自宅に伺って看護をすることもあり得る。そういう理由から、訪問看護は、いわば既に24時間対応型になっているようなもので、訪問介護とはまた違う使い方になる。訪問看護は、入院時にナースコールをするとすぐ病棟に看護師が来てくれるのと同じように、自宅でも少し調子が悪ければ呼ぶ。24時間型の対応ができていますので、このサービスをやめてまで定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスにこだわる理由がない。訪問介護は、時間をあらかじめ決めているので、24時間対応でなく、利用者からすると、必要なときにすぐ来てくれる仕組みになっていない点で、サービスに違いがある。

(高橋部会長) それは短期入所生活介護も同じなのか。

(厚生労働省) 短期入所生活介護は、小規模多機能型居宅介護に関係する話である。泊まりと通いと訪問の

3つの機能を持っている小規模多機能型居宅介護は、短期入所生活介護も泊まりであるため、競合する部分が出てくる。短期入所生活介護よりも小規模多機能型居宅介護の方が、包括的なサービスができる。短期入所生活介護は単に泊まりのみなので、先ほどの訪問介護と同じように、いわばサービスの部分集合にすぎないため、短期入所生活介護が多くあるよりも、小規模多機能型居宅介護が多くあった方がいい。

(高橋部会長) 短期入所生活介護は協議を求めることができない部類ではないのか。

(伊藤構成員) 整理すると、1つは全体として供給コントロールが必要な特定施設入居者生活介護に関しては、協議をするという制度になっている。

今、これからニーズが高まって助成していく定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に関しては、基本的に市町村長が都道府県知事に事前協議を求めることができる形で、両者の間で調整して更に伸ばしていく。それ以外に関しては、特に調整規定を設けていない仕切りと理解したが、市町村の側からすると、調整の機会が無ければ、都道府県で認可がされ、市町村が定める計画と齟齬が生じるため、そこを何とかしてほしいというのが今回の提案で、厚生労働省側の仕切りと、市町村側、都道府県側の実際の理解がかなり違っているということが今回の問題の前提になっているが、この点についていかがか。

(厚生労働省) 事業者の数が多いことを原因として、直ちにサービスが増えるという考え方は持っていない。なぜなら、例えば要介護者の方が色々なサービスを必要とする場合、どういうサービスが必要なのか、ケアマネジャーが本人の意向や家族の考え方も聞きながら、サービスを当てはめていく。

ケアマネジメントという考え方の中で、どの事業者からどういう形でサービスを利用するかが決まるのであって、たくさん事業者があるからといって、必ずしもサービスがたくさん使われるわけではない。しかも、介護保険の仕組みの中では、支給限度額が要介護度別に決まっているので、1か月に使えるサービスの量が決まっているため、事業者がたくさんいるから直ちに給付が増加するというわけではない。

むしろ、たくさん事業者がいる中から選べるという利便性の方が、特に居宅サービスについては適切だろうという考え方で今まで対応してきた。

(伊藤構成員) しかし、介護サービスは、一般の商品を買う等の市場のメカニズムとは全然違うメカニズムで動いている話であるから、やはりそこは計画を作って供給と需要の関係のある程度見通して考えていかなければいけない。その時に、たくさん事業者があって選択できるという側面もあるだろうが、市町村の立場からすると、どれぐらいの需要と供給になるのか、将来の見通しを見極められない部分があって、今の仕組みだと、仕切りがやや産業政策的になっているので、その部分がうまくいっていないことが今回問題になっていると思われる。

むしろ、都道府県との間で事前協議するというワンクッションを置けば、より綿密な見通し等が立てられるようになるという趣旨の提案だと思うが、その点についてはどのように考えるか。

(厚生労働省) 仮に事業者の数がコントロールされたからといって、1人の高齢者から見れば、こういうサービスがこれだけ必要だというのはその方の状態に応じて決まるので、結局入り口を制限しても、使われるサービスは利用者に立脚している。利用者に決定権があるので、サービスの利用を制限する仕組みは効果がないと考えていて、必要な方に必要なサービスが適切に供給される仕組みが望ましい。無理に制限をして、本当は訪問介護を週3回使いたいが、事業者がないので、訪問介護が使えないというようなことはあってはならないというのが厚生労働省の考え方で、むしろたくさんある事業者の中で、競争が生じて、利便性が向上していくことを期待している。

(伊藤構成員) 説明の趣旨は理解できるが、現場の市町村側からすると、実際に色々な種類のサービスがコントロールの効かない形で増えたり減ったりしていて、もう少しきめ細かい見通しが立てられるような仕組みにするためにも、都道府県との間での事前協議を制度化してほしいというものである。

実際に事業者がたくさんいれば利用者側のきめ細やかな選択が可能という話と、地域全体の中での需要と供給をどのように考えるかという話との齟齬が広がってしまうことへの懸念が、今回の提案の背景である。

(厚生労働省) 地方自治体から様々な要望があることは、理解しないわけではない。しかし、制度上、新規のサービス参入を希望する事業者がいた場合、厚生労働省で定めた基準に照らして市町村が定めた条例に基づき、必要な介護士の数や設備、施設等の要件を満たしていれば、自動的に指定することとなっている。

在宅サービスにおいて、この地域には事業者数が多いからもう参入はできないという仕組みにはなっておらず、事前協議が行われたとしても、事業者数を減らすための協議ではなく、例えば、参入に当たって、

この町では早朝サービスをする訪問介護がないので、参入を希望するのであれば、早朝サービスをやってもらえないか、市町村が県と協議しながら、新規参入事業者をお願いする、こういう事前協議は可能である。

しかし、制度上、都道府県は条例に照らして、適格な要件を満たしていれば、自動的に指定することになるので、一般的に指定を制限するための協議という仕組みは、もともと構造的に組み込まれていないと考えていただきたい。

(羽生参事官) サービスを充実するのに越したことはないというのは説明のとおりと思うが、ただ、一応法律に70条6項や7項という規定があって、一定量をコントロールするという観点での協議はあるわけで、一定の場合には制限できるという考え方を取り入れているのではないか。

(厚生労働省) むしろ新しいサービスを育てていくために、サービスの幅が狭いものについてそれよりも包括的なサービスをこの町は育てたいという場合に、給付を下げるための協議という概念ではなく、むしろ町で早朝サービスを何とかやってもらいたい、24時間対応できるサービスをやってもらいたいという意味から制度が設けられている。そういう意味で、方向性が恐らく萩市のお考えとは少し異なるかもしれない。

(高橋部会長) 介護保険部会の答申は元々そういう支障がある場合に制限できるようにする趣旨ではないか。

(厚生労働省) 今、説明したことが介護保険部会の意見として反映されていると考えている。

(高橋部会長) 今回、初めて事実上の説明があった。今一つ制度を精査しないと、協議事項になっているものとなっていないものの明確な区別が不明なため、もう一度詳しい経緯と区別と基準を示していただき、その上で更に議論していきたい。

## ②特養における一部ユニット型施設類型

(高橋部会長) 過去に過払いがなかった一部ユニット型施設について、他で過払いのケースがあったために、分離して別々の指定を受けることになったというのは、経緯からしてかなり酷ではないかと考えるが、既存の一部ユニット型施設については、もう少し経過規定を整備することは考えられないのか。

(厚生労働省) 地域密着型ができる前から存在していた一部ユニット型は何とかならないのかということだが、もう全ての一部ユニット型施設は、それぞれ指定の更新があり、既にユニット、多床室、それぞれについて別々の指定を受ける手続が終わっている。

(高橋部会長) それは経過規定が不十分だったためにそうなっているので、既存施設については、再指定の話はあり得ないのか。手続が終わっているのは理解しているが、本来は継続して今までどおりの指定があるべき施設について経過措置が切れてしまったので、今はもう別々の施設として指定されている。

(厚生労働省) そのとおり。

(高橋部会長) 経過規定が元々無理な経過規定だった。要するに、既存施設については酷な経過規定だったため、不満の声が現に上がっており、元に戻せないかという趣旨である。

(厚生労働省) 要するに、制度を復活してほしいということか。

(高橋部会長) そのとおり。

(厚生労働省) しかし、給付で混乱が生じた。

(高橋部会長) それは、新設施設においてであって、既存施設に新設施設の混乱が影響したと考えられるため、そこは制度上の再措置というのを考えていただきたいというのが県の趣旨であるため、その点を考えていただきたい。

(厚生労働省) 一部ユニット型の制度を復活させることのメリットは何か。

(高橋部会長) 既に存在している施設について、既存不適格のような措置をとっていただきたい。それが切れてしまったので、さらに問題が深刻化している。

(伊藤構成員) 別々に指定することになって、今まで広域型だったものを地域密着型に転換せざるを得なくなったことで、居住している市町村以外の方がなかなか入所できないということになっている。クロスライセンスの話もあったが、あくまで市町村長の同意が必要になるので、やはり現場としてはハードルが高く、なかなかクリアできないという実態がある。今までどおり一部ユニット型として全体で指定する形を継続するか、それとも厚生労働省として、クロスライセンスをもっと積極的に活用するように、一般的に全国の市町村や都道府県に対して周知するかになると思うが、その点についてはどうか。

(厚生労働省) クロスライセンスの制度ができたときは、確かに個別に色々手続をとらなければならなかつ

たが、平成24年の改正で、個別の施設ごとでなく、市町村長の間で合意が包括的になされれば、特養のみならず、他の地域密着型サービスについてもクロスライセンスが自動的に得られる仕組みも導入し、極めて簡素な手続になっている。例えば、千代田区と港区の区長が、地域密着型だと区境に居る人たちが隣の区に行くこともあるだろうからと包括的に同意すれば、お互いにクロスライセンスが自動的に得られる。(高橋部会長) 制度改正が難しければ、改めて通知で対応していただきたい。

(厚生労働省) 検討させていただく。

(伊藤構成員) それをやるよりも、一部ユニット型を、ある程度期限を切って、経過措置として続けていく方がコストはかからないのではないかと思うがいかがか。

(厚生労働省) 地域密着型サービスは、この特養のみならず他にも幾つもあり、今度の制度改正で市町村長が指定するサービスをもっと増やそうとしているため、一部ユニット型施設だけではなくて、もっと広範にクロスライセンスを利用するものが出てくると考える。それぞれの自治体に住んでいる方々が地域に密着した形でサービスを利用することが適切だが、区境に住んでいる人たちが隣の区の地域密着型サービスを利用することも考えられるため、クロスライセンスは簡単にできるような仕組みになっている。この一部ユニット型のみならず、地域密着型サービスは多々あるので、利便性をなるべく高くしようと、今まで努力してきている。周知については、検討させていただく。

(高橋部会長) 是非、検討いただきたい。

#### <通番 49：臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲（兵庫県）>

(高橋部会長) 臨床研修医受入定員調整権限について、提案を踏まえ御検討いただくとのことだが、現在我々が予定している地方分権一括法のスケジュールで対応いただくことは可能か。

(厚生労働省) 既に、来年度は都道府県の調整枠を設けることを考えているため、実務的には、今の地域枠の数を踏まえるとこれで対応できると考えている。一方、臨床研修病院の指定については、厚生労働省が担うべきと考えている。スケジュールは法的な問題というより運用の問題になるため、臨床研修医受入定員の調整方法は、変える内容が決まり、変えようと思えばすぐに可能。しかし、来年度の研修は今の時期に決定する必要があるため、実際にはそれ以降となる。

(高橋部会長) 非常に迅速に御対応いただく可能性があるということで、結局のところ、定員調整は都道府県に委ねるという理解でよいか。

(厚生労働省) 元々の都道府県の調整枠そのものは厚生労働省で決定するが、都道府県に配分した調整枠をどの病院に配分するかは、各都道府県で判断して構わないと考えている。その数を踏まえ、最終的にその中身と臨床研修指定病院として適当かどうかを審査した上で指定を行う。

(高橋部会長) 臨床研修病院の指定について、医道審議会ですべて確認することとのことだが、都道府県も医療審議会があり、医師などの専門家を十分備えている。例えば医道審議会でも、1つのプログラムについて全員が関与するのではなく、恐らく分科会方式等により確認していると思われるが、分科会方式に対応する人数の専門家は医療審議会には備わっており、医療審議会に指定を委ねられる、という考え方ができるのではないか

(厚生労働省) 人数の点は御指摘のとおり。しかし、養成される臨床研修を終えたときに、できるだけ同一の水準になるようにするためには、齊一的な目で見ると全国同じ基準で指定をすべきであって、単一の審議会で審議することが適当。医師免許が国家試験の免許であって、どこの都道府県でも同じように効力を有することからすると、そうあるべきと考える。

(高橋部会長) 水準の確保という意味では、医道審議会ですべて全国的に明確な基準を定めた上で、具体的に指定は都道府県の医療審議会で行うということも仕組みとしてはあり得るかと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 外形的基準のみをもって判断できないものも存在し、現在も実際に訪問の上確認している。この実態を踏まえると、外形的基準が定められないものについて運用で差異が生じることを防ぐため、単一の審議会で審議することが適当と考えている。

(高橋部会長) プログラムの数はどれだけあるのか。また、年の訪問はどの程度か。

(厚生労働省) 臨床研修病院は1,100。平成16年の制度導入時は処理が集中したが、現在は変更等があれば届出を受け、確認するという状況であって、新規の指定は少数であるため、統一感を持って確認ができています。なお、昨年度の訪問は30程度。

(高橋部会長) 医道審議会の委員は何人いて、どういう体制で一病院を訪問するのか。

(厚生労働省) 十数名程度。医道審議会の委員だけではなく、地方厚生局の技官等も同行し、その報告を踏まえ、審査している。

(高橋部会長) 都道府県が行う方がきめ細やかな訪問調査ができるのではないかと。

(厚生労働省) 都道府県別に分けると、恐らく対象が非常に少なくなり、齊一的な目で確認ということが非常に困難となるおそれがある。また、地方自治体の職員は衛生部局のみならず広範に業務に携わる一方、厚生労働省の職員は専門的に業務を行っているため、この点からも厚生労働省が担うことが適当ではないかと考えている。

(高橋部会長) これはフィロソフィーに関わる議論と思うが、外形的な指定基準は国で定めた上で、外形的に判断ができない点については、都道府県の専門家が丁寧に確認する、この方が制度的には動くのではないかと。この点は平行線であった。

臨床研修医受入定員調整権限は今後検討とのことであるため、臨床研修病院の指定について、今後も引き続き意見交換をさせていただきたい。

#### <通番 15：社会医療法人の認定要件緩和（熊本県、九州地方知事会（熊本県））>

(高橋部会長) スケジュール感はどのように考えているのか。

(厚生労働省) 税制改正は、例年 12 月中旬頃に大綱が取りまとめられるため、それまでに結論を得たいと考えている。

(高橋部会長) 是非、年内に決着をつけていただきたい。税務当局との調整はどのような状況か。

(厚生労働省) 減税や非課税の対象の拡大については、税の公平性の観点から、税務当局は基本的には慎重な立場という印象だが、提案の趣旨を踏まえ、地域医療の確保という観点を含めて話し合いをしていきたい。

(羽生参事官) 提案が提出された時期との関係上、税制改正要望においては、提案趣旨を反映した見直しが出しとなっているのではないかと懸念するが、既に要望に含まれているという理解でよいか。

(厚生労働省) そのとおり。

(高橋部会長) 是非年度中の対応をお願いする。

#### <通番 51：水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲（愛知県、鳥取県・大阪府、広島県、福島県、大阪府・和歌山県・鳥取県、中国地方知事会）>

(高橋部会長) 一律の権限移譲は困難である一方、場合によっては手挙げ方式等、要件を明確にした上での移譲はあり得るという理解でよいか。

(厚生労働省) そのとおり。

(高橋部会長) 権限移譲の具体的な要件・メルクマールは、どのようなことを考えているのか。

(厚生労働省) 「新水道ビジョン」で挙げている課題（広域化の促進、老朽化対策、耐震化への対応、水安全計画の作成等）へ対応可能な広域的な水道整備基盤がある、あるいは厚生労働省と協議の上、そのような水道を整備できる、という合意が得られれば検討の余地はある。また、全国市長会の意見にある、水道事業者に対して十分な指導力を発揮でき、他の都道府県との間で指導内容に差異を生じないこと、という点は厚生労働省も同様の懸念を有しているため、都道府県において水道事業を理解している職員の確保が必要である。

(高橋部会長) 合意ではなく、例えば計画策定の指針や体制整備の基準を要件として示してはどうか。

(厚生労働省) 27 年度予算要求では、厚生労働省と相談して広域化の計画を作成した都道府県に補助をする仕組みを検討している。広域化の計画が作成できる都道府県で、権限移譲して問題ないと合意が得られた場合、考える余地がある。

(高橋部会長) 当方の想定は、個別の交渉ではなく、明確な基準があって、やる気のある都道府県がその基準を踏まえて体制整備して手を挙げるというもの。基準を作成の上、オープンな手続で移譲の是非を決定すべきと考えるがいかがか。

(厚生労働省) 現時点では制度設計が詰まっていないが、今後、指摘を踏まえ検討を進める余地はある。

(高橋部会長) 対応する審議会はあるのか。審議会で明確な基準等を定めることも検討いただきたい。

(厚生労働省) 厚生科学審議会の中に生活環境水道部会がある。どのような計画・体制にすべきか、条件を具体化する必要があることは認識している。現時点では明確なものは無いが、その方向で検討することは可能。

(高橋部会長) 5万人、2万5千トン以上の水道事業について水利調整が要るとのことだが、水利調整が必要な水道事業とは、全国の水道事業者のうち人口で何パーセント程度か。また、複数都府県にまたがる河川以外についても水利調整は必要なのか。

(厚生労働省) 河川水の利用には水利権の取得が必要であるが、例えば農業が水利権を全部持っていて、水道が後から取水することが事実上できないような場合は、必然的に水利権調整が発生する。その水利権調整を要するもののうち、複数の都府県にまたがるケースがどの程度あるかについては、不明。

(高橋部会長) 1つの県内で完結する場合であれば、水利権調整を県がすることはできないのか。

(厚生労働省) 複数県にまたがる場合より関係者が少ないため水利調整はやりやすいが、今の5万人、2万5千トンの基準で大きい事業という仕切りをしたものは引き続き国がやる必要があり、その状況に変化は無い。

(高橋部会長) その場合、なぜ1県以内にとどまるものが国認可になるのか。

(厚生労働省) 規模や大きさに比例して水道施設や構造が複雑になるほか、エリアも広くなり、末端の水質コントロールまで必要となる等、きめ細かな目配りが必要になるためである。

(磯部構成員) きめ細やかな目配りが必要なのであれば、県内で完結している河川について、北海道の例にも倣い、県が実施する方がよいのではないか。

(厚生労働省) 北海道の江別での豪雨災害時の対応は、以前国が直接指導していた時と比べて特段何も改善していない。また、耐震化率、アセットマネジメントの実施率等は国認可の事業者の水準に達していない。

(磯部構成員) 国に一日の長があり、北海道が上回るわけではないことは分かるが、特別重大な支障はなかったのではないか。

(厚生労働省) 北海道は他県と比較すると職員数は多く、水道専任の職員が8人いるため、重大な支障は起きていないのかもしれない。しかし、耐震化やアセットマネジメント等、重要なことについては権限移譲から時間が経っているにもかかわらず、目覚ましい改善にはつながっていないというのが現状。いずれにせよ、県によって相当状況に差があるため、一律の権限移譲は困難。

(勢一構成員) 国が直接行う場合と都道府県が行う場合とで差が出る原因は一体どこにあると分析しているのか。

(厚生労働省) 色々原因があると思われるが、都道府県は担当者の数が少なく、また、県企業庁で用水供給事業を行っているか否かでレベルもまちまちであるという点かと考える。北海道については、道が水道事業を行っていないので、当初は相当懸念があり、札幌市との間で勉強会をやりながら道の能力を上げることが必要だった。

(勢一構成員) そうすると、人的要素の問題だけということか。それ以外に何かあるのか。

(厚生労働省) 厚生労働省が政策として進めている、例えばアセットマネジメントのツール開発、耐震化についての考え方等、法律に基づいて水道事業としてこういうものが必要だということや、法律の解釈は厚生労働省がやるべきで、それを基に都道府県にやってもらうということではないかと思っている。

(伊藤構成員) 都道府県の執行体制がまちまちというのは、今まで給水人口5万以上の水道事業が国認可であったために、実際のスキルアップや能力の専門性を向上させる機会が必ずしも都道府県になかったことが一因とも理解できる。それとも地理的な環境や企業庁等の組織の作り方が原因なのか。もしそこがボトルネックになっているとしたら、今回の権限移譲というツールを使ってそこを解消することは考えられないか。

(厚生労働省) 大臣認可の水道事業者は全国約400程度で、多くの水道事業は都道府県が今も監督をしているが、実際の監督は非常に限られた人数で行っているため、指導内容がおのずと不十分になる。そのため、体制の整備はもちろん、水道の中身が分かる職員の養成も必要なため、指導監督のマニュアル等の提供や、毎年各県への説明会を開催しているが、都道府県の指導が必要な水準に達していないというのが現実。

(磯部構成員) 権限移譲が議論され、熱意とやる気、能力のある都道府県が声を上げているこの際、より長期的に見てどのような方向に行くべきで、今どのような決断をするべきか。広域化の推進について予算要求をするという展望を持っているときに、都道府県に権限を委ねることで経験値を増やしたり、例えば5万人のところを引き上げたり、そのように動かす手立てはないかという質問だったと思うが、改めてその点についてはどうか。

(厚生労働省) まずは都道府県が水道事業をしっかりと指導でき、耐震化・老朽化の対策を都道府県で予算を確保してしっかりとできるようにしてほしいと切に願っている。それをやりつつ、水道事業に精通した職員がある程度育ち、「新水道ビジョン」の内容を実現可能と言えるようになれば、移譲を全く否定するものではない。

(高橋部会長) そういうところが交付税措置を前提に計画を作って手を挙げれば、5万人以上もしくは2万5千

トン以上の水道事業についても、移譲は十分あり得ると理解してよいか。

(厚生労働省) 数というより、広域化すれば必然的に給水人口も大きくなるので、5万人を超える場合もあり得るが、計画の内容を実現できるのであれば、移譲を全く否定するものではない。

(高橋部会長) 広域化を進めると、今まで都道府県認可だったものが国認可となる可能性があるということか。

(厚生労働省) 権限移譲がなければ、5万人を超えたものは国認可になる。しかし、広域的な水道をつくることについて、自分たちでできる、指導能力もあるということで手を挙げ、国と相談いただき、それが結果的に5万人を超える水道事業になるかもしれない場合にも5万人に固執するわけではない。

(磯部構成員) そういえることができると考える都道府県が出てくるものなのか。むしろ、仕掛けを厚生労働省の側が積極的に示す方が広域化推進に資するのではないか。

(厚生労働省) 基本的には今の都道府県と国の認可の仕切りの底上げは考えていないが、意欲のある都道府県で体制が整っていて、政策的にも計画を作り、具体的かつ実効性のある取組を進めようとするところに対し、手挙げ方式で権限を移譲することはあり得ると考えている。

水利調整については、複数の都道府県にまたがる場合の移譲は困難だが、手挙げ方式で申請があった場合に、都道府県内で完結する水源についてであれば、手挙げ方式での移譲はあるのではないかと考える。

なお、都道府県が自ら用水供給事業や水道事業をやっている場合は、国が認可すべきであって、手挙げ方式でも対象にすべきではない。

(高橋部会長) 法制的に、事業者としての県と許認可権者としての県は観念的に区別できるのではないか。

(羽生参事官) 例えば、公営企業管理者に対して知事が認可するということは、通常も行っている。

(高橋部会長) このように、行政法上は立場を使い分ける法令が複数あると思われるため、他法令を踏まえ御検討いただきたい。

(厚生労働省) 例えば用水供給事業を行う事業者の職員が県の衛生行政に出向している場合に、用水供給事業についてその職員が監督することが想定されるため、水道事業の公益性を踏まえると国が認可すべき。

(高橋部会長) その点は引き続き事務局と調整していただきたい。厚生労働省に相談されれば移譲してもよいという点については、あらかじめ基準を定め、都道府県がそれに向けて自助努力して、その基準を満たした場合に権限を移譲するという形が我々の考える手挙げ方式である。そういう意味では、基準をオープンにした上で、その基準に合致しているかどうか専門家を含めて判断して移譲するという仕組みを御検討いただきたい。

(厚生労働省) 要件を事前に明確化して、その要件を満たしている場合に手挙げがあれば認めればよいのではないかということか。

(高橋部会長) そこで基準に合致するかどうかの判断は当然厚生労働省にさせていただく。

(厚生労働省) そういうやり方もあり得ると思うので、やり方については今後検討したい。

(高橋部会長) スケジュール感についてはどのように考えているのか。

(厚生労働省) 予算要求は年末までどうなるか不明だが、その中で広域的な水道計画を位置付けることができれば、水道法にもそういう位置付けができるのではないかと考えている。分権一括法というやり方もあるが、そのスケジュールは厚生労働省には何ともわからないので、まずは予算要求して、ある程度確保した上で制度設計を考えていけないかと考えている。

(高橋部会長) この場では具体的な内容まで示すのも難しいと思うので、具体的なやり方等については引き続き事務局を介して相談させていただきたい。

#### <通番 21：複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業の許可に係る規制緩和（愛媛県）>

(高橋部会長) 中央環境審議会において環境省が示した業の許可の規制緩和の案の中で、今回の愛媛県の提案と同じ案があり、当該案を支持する委員もいたと理解している。現行の許可制度において環境省が懸念する支障は起きていないため、新たな緩和を検討する余地はないか。

(環境省) 例えば、欠格要件など全国一律に適用されるもの、あるいは申請者の経理能力や事業者の知識、技能など各都道府県における審査材料として同一の資料を求めるものについては、情報共有により各都道府県での許可事務が簡素化できるため、この点での改善はしたい。一方、主たる事務所が所在する都道府県のみ許可を出すとした場合、許可を出していない他の都道府県における不適正事案への対処が難しくなるのではないか。許可主体と取締り主体が同一である現行制度を維持した方が、不適正事案への対処が適切になされると考えている。

(高橋部会長) 愛媛県の提案に対して、制度が複雑化すると回答した理由は何か。

(環境省) 現行の産業廃棄物収集運搬業の許可は1つだが、愛媛県の提案では許可が3つに細分化される。主たる許可が1つ、従たる許可が2つあり、主たる許可は業の許可、従たる許可は積替保管施設の許可と収集運搬車両の許可となっているが、例えば、ある県の中で収集運搬業を営もうと考えた場合に、現行制度であれば許可は1つで良いが、同じ都道府県の区域内であっても、今後は3つの許可を取る必要が生じるため、制度全体が複雑化する上、各書類の作成、申請手続等の事務負担は当然に増加するのではないか。

また、産業廃棄物収集運搬業の主たる許可については、愛媛県の案では許可事項として、事業区域を新しく追加することとしているが、ある都道府県で許可を出す際、事業区域に含まれる他の都道府県の担当者と調整の上、許可を出すことになるため、これまで単一の都道府県の中で完結していた許可事務が、他の都道府県等ともやりとりを行う必要が生じ、かえって事務負担が増加するのではないか。

さらに、隣の都道府県の区域内で起こった不適正処理事案に対して許可の取消しを行う場合、不服申立てなどへの対応も考え、実際に現場を確認し、現状を詳細に調べる必要があるため、隣の都道府県に担当者を派遣するか、隣の都道府県の担当者と密接に相談、議論を行う必要があり、連絡調整の負担が発生することとなる。逆に、主たる事務所が存在しない都道府県の区域内で不適正処理事案があった場合、現行制度であれば、当該都道府県知事の判断で取消しができたが、提案の制度では、主たる事務所を置く都道府県知事でなければ許可の取消しができないため、その調整に係る事務負担は多大となり、各都道府県が地域の生活環境、住民を守るために厳正に対処しようとしても、機敏な対応が困難になるのではないか。従たる許可については、愛媛県の案では、例えば収集運搬車両等の許可をした場合、許可権限を背景とした指導監督は収集運搬車両に限定されるため、当該収集運搬業者が不適正処理を行ったとしても、収集運搬車両の許可基準に合致していれば、行政法上、許可の取消しは困難と思われ、やはり主たる事務所を置く都道府県に依頼しなければ許可の取消しができないこととなる。したがって、従たる許可という形で、他の都道府県も指導監督ができるようにしたとしても、その権限の範囲には相当の限界がある。

また、仮に収集運搬車両のみの許可とした場合、許可をするかどうかは車両のみに着目することとなるため、営業区域に含まれる都道府県を通過する場合にも、現行法では、単に通過するだけであれば必ずしも許可は必要でないが、提案の制度では、各都道府県で収集運搬車両の許可を取る必要が生じるのではないか。

さらに、使用する車両を変更する場合、現行制度では届出で足りるが、収集運搬車両の許可制度を設けた場合、車両の変更や追加を行う都度許可を取るようになるため、かえって負担が増えるのではないか。

愛媛県の許可に係る審査事務の軽減を図りたいという趣旨を勘案し、欠格要件該当性等の情報を各都道府県間で共有できるよう現行のシステムを改善し、審査において実質的な負担軽減ができないかと考えている。

(高橋部会長) 欠格要件該当性の情報共有について、例えば取消しの根拠または要件として、許可権者が当該情報を運用できるようにすることを想定しているのか。

(環境省) 情報共有システムを構築することで、各都道府県において欠格要件該当性の容易な判断が可能となり、より機敏に許可の取消しができるとの趣旨である。制度としては、各都道府県が欠格要件該当性を判断するが、実質的には当該情報を見てすぐに判断できる程度まで改善したいと考えている。

(高橋部会長) 情報共有システムに基づき許可の取消処分を行ったことについて取消訴訟がなされた場合、裁判所が認められるような十分な証拠能力を有するシステムとできるのか。

(環境省) 情報共有システムが裁判所から信頼されるものとなれば、各都道府県の負担軽減につながるため、今後しっかりと検討したい。

(高橋部会長) 情報共有システムの整備はいつまでに行う予定か。

(環境省) 現時点で検討スケジュールについて断言できないが、最大限誠意を持って対応したい。

(高橋部会長) 例えばある都道府県で違法事由があった場合、その事実をオンライン上で共有することは簡単だと思うが、取消しの根拠にし得る証拠物品も含めた情報共有が可能か。

(環境省) 現状は、各都道府県が、業者の欠格要件の有無、役員の有無、処分歴の有無とその詳細を記入しており、環境省でその内容が正しいかどうかをチェックできるシステムとはなっていない。また、必ずしも全ての情報が入力されているわけではない。これは、各都道府県の担当者にとって使い勝手

の良いものとなっていないことの原因ではないかと考えている。これらのことから、要望の水準には届いておらず、改善したい。

(高橋部会長) 中央環境審議会でも議論願いたい。また、許可の取消しについて、例えば主たる事務所を置く都道府県に権限を集め、他の都道府県へ意見を照会するといった連携システムが構築できないか。

(環境省) 許可をする、またはしないといった判断を他の都道府県の意見に従って行うことは、他の都道府県における状況を、主たる事業所を置く都道府県が責任を持って判断することが可能かどうか精査しなければならない。

(磯部構成員) 他の自治体からの不適切な事例の通報を受けて、取消しの権限を持つ都道府県が調査を始めるといった制度設計はできないか。

(環境省) 各都道府県が許認可権を持っている場合であれば、ある都道府県で欠格要件に該当する事案が発生した時に、他の都道府県に通報し、複数都道府県で同時に許可を取り消すことはあり得ると考えている。

主たる事務所の所在地に許認可権が集中している中で、隣の都道府県で不適正な事例があり、許可の取消しを依頼した時に、要望どおり許可を取り消すことは、実務上困難ではないか。取消しのきっかけにはなるが、最終的に許可を行った都道府県に負担をかけることによって、迅速な取締りの徹底ができるかどうか懸念される。

(勢一構成員) 愛媛県の提案は、事業者にとっての負担軽減、つまり、産業廃棄物収集運搬業者は極めて零細な事業者が多いため、良心的な零細事業者の負担軽減も考慮している。データベースの対応は自治体にとって負担軽減となるが、それが何らかの形で事業者の負担軽減につながるのか。

(環境省) 我々も事業者の負担軽減は重要な論点であると考えている。これまで数次にわたる廃棄物処理法の改正の中でも、指導監督の徹底という原則を守りつつ、いかに事業者の負担軽減を図れるのかという観点で規制緩和を進めてきたところ。前回の法律改正の際も、従来は一律5年であった許可期間を、優良と認定された事業者は7年まで許可期間を延長する制度を設けた。優良な事業者を制度的に後押しすることで、負担軽減と事業者の質の向上を図ることを考えていかなければならない。

(高橋部会長) 産業廃棄物の収集運搬業許可は法定受託事務か。

(環境省) そのとおり。

(高橋部会長) 産業廃棄物に係る許可を国に集中させるという議論があったと記憶しているが、現在の許可権者が都道府県であるということは、都道府県間の広域連携を前提としているのではないか。

つまり、全国的な移動があり得る産業廃棄物収集運搬業者の適正指導を図るため、都道府県間の緊密な連携と信頼関係のもと、相互に不適正処理へ対処することが制度設計上の前提とされているのではないか。

主たる事務所の所在都道府県に権限と情報を集中させ、他の都道府県は情報共有システムで不適正業者の許可情報を把握できることとした上で、必要に応じて国が都道府県に対して是正の指導を行うこととする制度の設計が可能ではないか。

(環境省) 中央環境審議会における議論の中で、数人の委員から、制度としてはあり得るが、実務上、機敏な対応が困難となるのではないかと指摘があったため、審議会の報告書では、指導監督の徹底という観点から、取締り主体と許可主体を同一とする結論に至った。

(高橋部会長) 制度設計については、引き続き協議したい。また、許可情報と資料を一箇所に集約し、裁判にも活用できる情報共有システムを構築することが、地方の負担軽減に資すると考えられるため、積極的に御検討いただきたい。

(環境省) 我々から改善したいと申し上げた部分は、真剣に検討したい。

(高橋部会長) 引き続きお願いしたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 事後修正の可能性あり)